

# 2019年 国民生活基礎調査のお知らせ

**2019年6月6日（木）現在 で調査を実施します。**

- 次ページ以降に掲載している調査の目的などをご理解いただき、調査票へのご記入をお願いします。
- 調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られ、また、統計を作るためだけに用いられるもので、その他の目的に用いることは決してありません。

※ 調査の結果は、厚生労働省が行う各種施策の基礎資料として、幅広く活用されています。

※ 詳しくは、厚生労働省ホームページ（国民生活基礎調査 利活用事例）に掲載していますので、ご参照ください。

国民生活基礎調査

検索



<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

## 5月下旬から6月上旬までの間に 調査員がお伺いします。

調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査活動に当たっています。

記入方法など、ご不明な点がございましたら、調査員にお尋ねいただくか、下記の保健所までお問い合わせください。

▼ この調査に関するお問い合わせは、以下の**保健所**までお願いします。

福岡県宗像市東郷1丁目2番1号  
福岡県宗像市遠賀保健福祉環境事務所  
企画指導係 TEL0940-36-2045

月 日 ( ) 午前・午後 時 分ごろ

調査票をお配りするために、調査員がお伺いします。

# 「国民生活基礎調査」の目的

厚生労働省では、赤ちゃんからお年寄りまで、国民のすべての皆さまに健康で明るく豊かな生活を送っていただくため、保健・医療・福祉・年金・就業・所得など暮らしにかかわる幅広い事柄について仕事を行っています。

下の例のような行政上の施策に取り組むためには、まず、皆さまの生活の実態を正しく知ることがどうしても必要となります。国民生活基礎調査は、その基礎資料を得ることを目的として行う重要な調査です。

## 例① 少子化対策の基礎資料として



急速に進行する少子化に対応するため、子どもが心身共に健やかに育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会を構築するための環境づくりに取り組んでいます。

## 例② 高齢社会対策の基礎資料として



活力ある高齢社会を実現するため、高齢者の方が地域で活躍できる社会づくりや、介護が必要になってもできるかぎり自立して暮らせる環境づくりに取り組んでいます。

詳しくは、動画チャンネル (YouTube) をご覧ください!

YouTube

国民生活基礎調査



## 【介護票】の調査対象者の方へのお知らせ

【介護票】記入の際は、以下の資料を参考にしますので、ご準備をお願いします。

- ▶ 5月中の介護サービスの利用状況、費用がわかる書類
  - ・サービス利用票別表
  - ・サービス利用票 (兼サービス利用計画)
  - ・ケアプラン
  - ・居宅サービス事業所等から受け取った領収書
- ▶ 介護保険料額決定通知書 又は 介護保険料納入通知書

## 国民生活基礎調査は7月にも行われます

- ▶ 5月下旬から6月上旬にかけて調査員がお伺いするのは、【世帯票】【健康票】【介護票※】の記入をお願いするためです。※介護票は一部の地域で実施
- ▶ 皆さまの中から、さらに無作為に選んだ一部の世帯には、【所得票】【貯蓄票】の調査も実施いたします。その場合は、7月にもお伺いすることになりますので、引き続きご協力をお願いします。



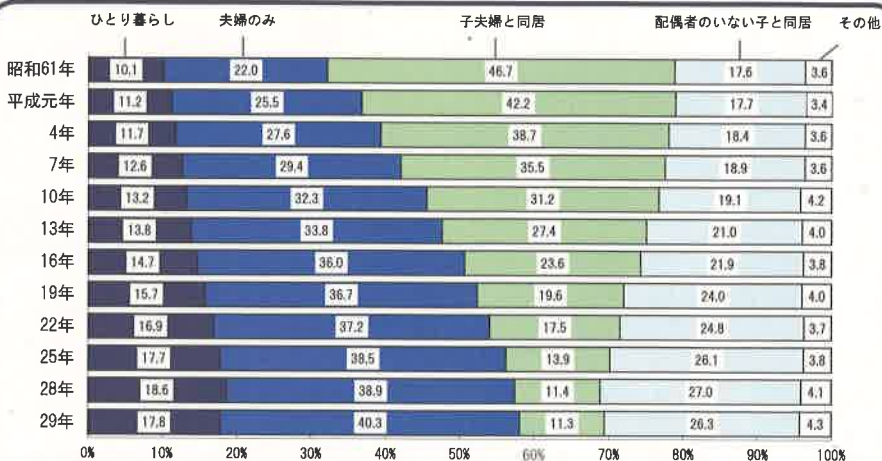
# これまでの「国民生活基礎調査」の結果

これまでの国民生活基礎調査では、例えば下のような統計結果を得ることができました。これらの情報が、さまざまな取り組みを進めていくうえでの行政上の基礎資料として、また、厚生労働白書などにおける分析に活用されています。

※調査の結果は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載されています。

## 「世帯票」の結果から…

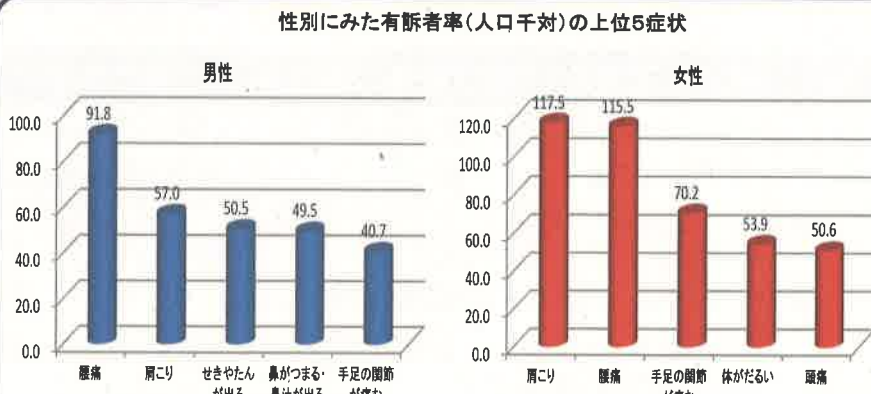
65歳以上の方で「子夫婦と同居」している世帯の割合は、低下傾向にある



注：1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
2) 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

## 「健康票」の結果から…

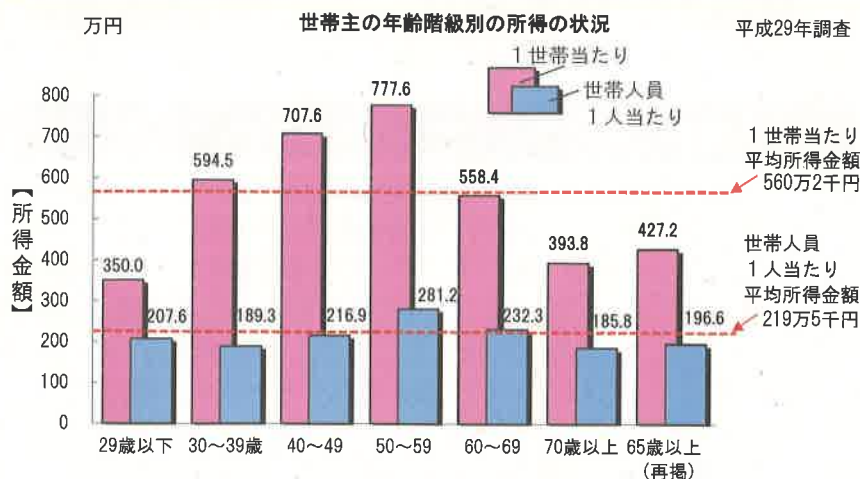
男性は「腰痛」、女性「肩こり」を訴えている方の割合が最も高い (平成28年調査)



注：1) 有訴者とは、調査対象者(入院者を除く。)のうち、病気やけがなどで自覚症状のある者のことをいう。  
2) 熊本県を除いたものである。

## 「所得票」の結果から…

世帯主の年齢階級別に平均所得金額をみると、「1世帯当たり」、「世帯人員1人当たり」とともに「50～59歳」が最も高い



# 「国民生活基礎調査(世帯票・健康票・介護票)」調査スケジュール

4月中旬頃～

調査員がお宅に伺って①世帯主様のお名前と②世帯員の人数をお尋ねし、世帯の名簿を作成します。  
(お留守の場合は、5月下旬からの調査票配布の際に、上記①②を伺います。)

★この時に『家計支出額メモ』をお渡しします。  
5月下旬からお配りする調査票【世帯票】には、「5月中の家計支出総額」「育児にかかった費用」の記入欄がありますので、5月中の支出をこのメモに記録するなどして、ご活用ください。

5月下旬頃～

調査員が【世帯票】【健康票】【介護票※】と『記入のしかた』をお配りしますので、調査員が受け取りに伺うまでに記入をお願いします。

6月7日以降

記入後の【世帯票】【健康票】【介護票※】を受け取るために、調査員が訪問します。  
記入漏れなどがあった場合は、確認のためお尋ねすることがありますので、ご対応をお願いします。

※【介護票】は介護票の調査対象者のみにお配りします。

## 「国民生活基礎調査」に関して、よくあるご質問

Q1 どうして私の世帯が調査対象になったのですか？

A 本来は、すべての世帯に調査を実施するのが望ましいのですが、そうした場合、膨大な費用と人手がかかります。そこで、平成27年に行われた国勢調査区の中から5,530地区(約28万世帯)を統計理論に基づいた「層化無作為抽出※」という方法で選ばせていただきました。

1世帯は約190世帯を代表するデータとなり、これによって全国の状況を推計することになりますので、ご協力をお願いします。

※類似の性格をもった地区をあらかじめグループに分け、一切の主観的な判断や作為をまじえず、確率的に抽出を行うことをいいます。

Q2 提出した調査票が課税などの資料に使われることはないですか？

A そのようなことは決してありません。調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られます。統計を作るためだけに用いられ、課税のために使用したり、その他の目的に用いることは「統計法」という法律で固く禁じられています。

Q3 調査に答えなくてもいいですか。

A 国民生活基礎調査は、国勢調査などと同様に「統計法」という法律に基づいて国が実施する基幹統計調査です。

このため、調査対象の方に対しては報告義務(拒否や虚偽の記載をしてはいけないこと)、調査員を始めとする調査関係者に対しては、守秘義務(職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならないこと)が課せられております。

皆さまの生活の実態をより正確に把握するためにも、調査票には漏れなく正確な記入をお願いいたします。

